

柏崎刈羽原子力発電所 6 号機及び 7 号機の所内常設直流電源設備（3 系統目）の
「発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出」の提出について

2025 年 2 月 27 日

東京電力ホールディングス株式会社

当社は、柏崎刈羽原子力発電所 6 号機及び 7 号機の所内常設直流電源設備（3 系統目）※の発電用原子炉設置許可に係る工事計画変更届出を、本日、原子力規制委員会に提出しました。

当社は、2022 年 10 月 5 日に、原子力規制委員会より柏崎刈羽原子力発電所 6 号機及び 7 号機の所内常設直流電源設備（3 系統目）に関する原子炉設置変更許可をいただき、その後、設備の詳細設計に時間を要することから、7 号機については 2023 年 9 月 25 日、6 号機については 2024 年 12 月 12 日に工事計画変更届出を提出しております。

今回の届出は、詳細設計が進んできたことから、現状想定している工事期間を反映し、工事計画を以下の通り変更したものです。

7 号機		6 号機	
変更前	2025 年 4 月 ～ 2025 年 9 月	変更前	2026 年 10 月 ～ 2027 年 3 月
変更後	2026 年 10 月 ～ 2028 年 3 月	変更後	2029 年 9 月 ～ 2031 年 2 月

当社は引き続き、福島第一原子力発電所の事故から得られた教訓を踏まえ、更なる安全性、信頼性の向上に努めてまいります。

※新規制基準に基づき、重大事故等の対応に必要な設備に電気の供給を行うため、所内蓄電式直流電源設備や可搬型直流電源設備に加えて、更なる信頼性向上を目的に設置するもの。

以 上